

就学支援金・奨学金制度

以下の資料は、令和7年度の実績として掲載しています。
それぞれの制度の詳細については、問い合わせ先の機関等にご確認ください。

1. 就学支援金制度について

	保護者（親権者）の 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額	国の支援額 (月額)	県の補助額 (月額)
1	304,200円以上	なし	なし
2	154,500円以上～304,200円未満	9,900円	2,500円
3	100円以上～154,500円未満	33,000円	なし
4	0円もしくは生活保護世帯	33,000円	授業料と国の支援額の 差額分

※4に該当する場合は上記就学支援金の他に別途奨学給付金が下記の条件に応じ支給されます。

[条件1]生活保護世帯 年額52,600円

[条件2]保護者等全員の県民税及び市町村民税の所得割額が非課税(0円)である世帯 年額152,000円

なお着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合で、再度購入が必要な場合は年額81,000円が支給されます。

2. 奨学金制度の概要について

(1) 島根県育英会奨学資金

○応募資格…学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な島根県出身の生徒。

○貸与額

*奨学金 自宅通学(私立学校生) 月額33,000円

*奨学金 自宅外通学(私立学校生) 月額38,000円

*入学支度金(私立学校進学者の希望者に1回貸与) 23,100円

○問い合わせ先

*島根県育英会

(2) 生活福祉資金(教育支援資金)

○応募資格…島根県内に居住する低所得の世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯。

○貸与額

*教育支援費 月額35,000円以内

*就学支度費 500,000円以内

○問い合わせ先

*居住する地区の民生委員

*居住する地区の市町村社会福祉協議会

*島根県社会福祉協議会

(3) 母子父子寡婦福祉資金

○応募資格

*母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している児童

*父母のない児童

*寡婦が扶養している子(孫、曾孫を含む)

○貸与額

*修学資金 自宅通学(私立学校生) 月額限度額45,000円

*修学資金 自宅外通学(私立学校生) 月額限度額52,500円

*就学支度資金 自宅通学(私立学校生) 限度額410,000円

*就学支度資金 自宅外通学(私立学校生) 限度額420,000円

○問い合わせ先

*お住いの各市町村役場 福祉事務所

*島根県健康福祉部青少年家庭課